

田辺市漁業者出漁促進補助金

漁業者の出漁を支援するために、漁業を営むために漁船へ給油した
燃油の購入費用を補助します

補助対象者

以下の条件をすべて満たす個人又は法人

- (1) 令和4年4月1日時点で田辺市に住民登録されている方（法人の場合は市内に本店を有する法人）
- (2) 漁業協同組合の組合員である方
- (3) 漁船（漁船法に基づく登録漁船）の所有者又は使用者である方
- (4) 今後も漁業経営を継続する意思を有する方

補助対象要件

令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間で、自ら漁獲した水産物を卸売市場等へ30日以上出荷した実績があること

※原則、卸売市場（公設市場）への出荷を対象としますが、やむを得ない事由等がある場合に限り産直施設等の直売所への出荷実績も対象とします。

補助対象経費

令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間で、**漁業を営むために漁船へ給油した燃油の購入費用**
※漁業目的以外（遊漁船や警戒船等）での燃油購入（使用）が含まれる場合は、当該購入分を除いた額が補助対象経費となります。（漁業目的以外での購入数量及び金額が判別できる書類の添付が必要となります。）

※補助金交付申請時までには支払済みのものが対象となります。

補助金の額

補助率20%（補助上限300万円）

申請について

【申請方法】

補助金交付申請書等に必要事項を記入の上、**所属する漁業協同組合の事務所まで提出をお願いします。**

※申請書類等は、市ホームページよりダウンロードいただくか、各組合事務所に備え付けています。

【添付書類】

申請書を提出される際には、以下の書類を添付してください。

- (1) 漁業協同組合の組合員であることを証する書類（各漁業協同組合が発行するもの）
- (2) 動力漁船登録票の写し又は漁船原簿謄本
- (3) 燃油の購入明細表及び領収書等の写し
- (4) 卸売市場等への出荷（明細含む。）を証する書類
- (5) 本人確認書類（運転免許証、船舶操縦免許証等）の写し
- (6) 誓約書 ほか

※原則として、提出いただくすべての書類の名義が一致していなければ補助金は交付されません。

【申請期間】

令和4年6月1日から令和5年3月31日まで

※1経営体（漁業者）からの申請は1回限りとします。

お問い合わせ先

〒646-8545 田辺市新屋敷町1番地 田辺市農林水産部水産課 電話：0739-26-9932